

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

○ 知事指定薬物の指定

○ 指定居宅サービスの事業の廃止

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 道路の占用を制限する区域の指定

○ 海岸法に基づく放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定

【公告】

○ 落札者等の決定

○ " "

○ " "

○ 土地改良区の定款変更の認可

○ 県営土地改良事業の工事完了

○ 公共測量の実施

○ " "

○ " "

○ " "

地域医療推進課

医薬安全課

指導監査課

障害福祉課

"

道路整備課

河川課

危機管理課

"

デジタル推進課

耕地課

"

監理課

"

"

"

"

"

○ " "

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

【人事委員会】

○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
(県例規集登載)

【正誤】

○ 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の正誤
(県例規集登載)

" "

建築指導課

"

人事委員会

人事委員会

人事委員会

◎岡山県告示第三百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和八年六月十九日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称

ハートライフ薬局 玉島乙島店

変更事項
医療機関の名称

変更前

きたぞの薬局 玉島店

変更後

ハートライフ薬局 玉島乙島店

変更年月日

令和八年六月一日

◎岡山県告示第三百七号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和八年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 ニー〔二〕〔ベンゾ「d」〕〔一・三〕ジオキソール―五―イル〕メチル〕―五―ニトロ―H―ベンゾ「d」イミダゾール―イル〕―N・N―ジエチルエタン―アミン（通称名Methylenedioxyinitazene）及びその塩類

2 ニー〔四〕〔二―フルオロエトキシ〕フェニル〕メチル〕―五―ニトロ―〔二〕（ピロリジン―イル）エチル〕―H―ベンゾ「d」イミダゾール（通称Fluetonitazepyne、Nipyrrolidinofluetonitazene）及びその塩類

3 N―〔二〕（五―メトキシ―H―インドール―三―イル）エチル〕プロパン―二―アミン（通称名MeO―NIPIT）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、令和八年六月二十日から施行する。

◎岡山県告示第三百八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年六月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

医療法人みわ記念病院さつきの里デイサービスセンター

2 所在地

浅口市金光町地頭下二八一―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人みわ記念病院

2 所在地

浅口市金光町佐方八〇番地一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和八年六月十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇〇四三九

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第三百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和八年六月十九日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名 称	所 在 地	担当する医療の種類 訪問看護（腎臓）	指定年月日
訪問看護・リハビリステーション TEAM	津山市田町一〇九―四		令和八年六月一日
島村薬局小田店	小田郡矢掛町小田五五二六―一	調剤	令和八年六月一日
みついし薬局	備前市三石一六六―三	調剤	令和八年五月一日
株式会社ダテ薬局 玉店	玉野市玉二丁目二一―六	調剤	令和八年六月一日
アイン薬局吉備加茂川店	加賀郡吉備中央町下加茂二一〇三―九	調剤	令和八年五月一日
アイン薬局吉備中央店	加賀郡吉備中央町吉川七五二〇―一〇	調剤	令和八年五月一日

◎岡山県告示第三百十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和八年六月十九日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

更新年月日

ゆずりは薬局

新見市石蟹六五―五

調剤

令和八年六月一日

びぜん薬局

備前市伊部九〇―五

調剤

令和八年六月一日

なでしこ薬局

真庭市中四四八―一

調剤

令和八年六月一日

株式会社末田薬局

津山市田町九―三

調剤

令和八年六月一日

◎岡山県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
県道	西大寺備前線	備前市畠田字目田六五番五地先から 備前市畠田字矢田二三八番九地先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和八年六月十九日

◎岡山県告示第三百十二号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三十七条の六第一項各号列記以外の部分の規定により一般公共海岸区域のうち、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて指定する区域を、同項第三号の規定により当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和八年七月一日から適用する。

令和八年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 区域

起 点	終 点	延 長 (メートル)
玉野市後閑字山田一九七四番地 地先	玉野市後閑字長疇一九〇八番の 一地先	六〇

二 物件

船舶及び船舶の係留の用に供する工作物

〔二五五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和八年六月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 調達件名
岡山県高度防災情報ネットワーク整備事業震度情報システム整備業務
- 二 契約期間
令和八年五月七日から令和十年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県危機管理課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
令和八年四月二十三日
- 五 落札者の名称及び所在地
エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマーサービス株式会社 中国支社
広島県広島市南区比治山本町一一番二〇号
- 六 落札金額
三一九、八五四、七〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二九、〇七七、七〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和八年三月十三日

〔二五六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和八年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

岡山県高度防災情報ネットワーク整備事業電話交換システム整備業務

二 契約期間

契約締結日から令和十年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県危機管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和八年五月十九日

五 落札者の名称及び所在地

NTT西日本株式会社岡山支社

岡山市北区中山下二丁目一番九〇号

六 落札金額

一、二五、四〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一、四〇〇、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和八年四月七日

〔二五七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和八年六月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 調達件名
おかやま全県統合型GIS更新業務
- 二 契約期間
令和八年十月一日から令和十三年九月三十日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部デジタル推進課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
令和八年六月四日
- 五 落札者の名称及び所在地
株式会社パスコ岡山支店
岡山市北区本町二番五号
- 六 落札金額
一月当たり一、三四七、五〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一三二、五〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 八 入札公告日
令和八年四月十七日

令和8年6月19日 岡山県公報 第12812号

〔二五八〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和八年六月十九日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

砂川右岸土地改良区

二 認可年月日

令和八年六月十日

〔二五九〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

令和八年六月一九日

岡山県知事

伊原木

隆 太

地区名

工種

完了年月日

建部（川口原）

農業用排水施設整備

令和八・三・三〇

建部（桜）

”

令和八・三・三〇

建部（下神目下）

”

令和七・一・四

建部（土師方）

”

令和七・三・二八

〔二六〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美作市中河内地区内	測量区域
公共測量（UAVレーザ測量）	測量の種類
令和八年五月七日から同月二十九日まで	測量期間

〔二六一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市水島東栄町 地内	測量区域
公共測量（基準点測量等）	測量の種類
令和八年六月一日から同年 八月三十一日まで	測量期間

〔二六二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

井原市東江原町及び同市木之子町	測量区域
公共測量（定期縦断測量及びUAVレーザ測量）	測量の種類
令和八年四月十五日から同年十月十一日まで	測量期間

〔二六三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	笠岡市甲弩、同市走出、小田郡矢掛町小田、井原市神代町、同市東江原町及び同市木之子町
測量の種類	公共測量（UAVレーザ測量）
測量期間	令和八年五月二十二日から同年十月十三日まで

〔二六四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

真庭市一色地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和八年三月九日から同年八月二十四日まで	測量期間

〔二六五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡美咲町打穴 上地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和八年三月十三日から同 年八月二十四日まで	測量期間

〔二六六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年六月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

苫田郡鏡野町吉原字九反田七一九番一、七一九番二、七二〇番一、七二〇番二、七

三四番二

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

広島県福山市南蔵王町三丁目一番一三号

ゴールド株式会社

代表取締役 安田 大増

三 許可年月日及び許可番号

令和八年一月十四日岡山県指令建指第二四二号

〔二六七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和八年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

苫田郡鏡野町吉原字九反田七一九番一、七一九番二、七二〇番一、七二〇番二、七

三四番二

二 公共施設の種類

水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

広島県福山市南蔵王町三丁目一番一三号

ゴールド株式会社

代表取締役 安田 大増

五 許可年月日及び許可番号

令和八年一月十四日岡山県指令建指第二四二号

◎岡山県人事委員会規則第二十四号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年六月十九日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「等」を「、被害者参加人等」に改める。

一 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十六号）第十一条第一項第二号

二 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十六号）第十二条第一項第二号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

〔七〕令和八年三月二十四日付け（号外）公布通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（岡山県人事委員会規則第十二号）に誤りがあった。

二・終わりから 二二	頁・行
第三号	誤
第三項	正